



建交労

# 神奈川ダンプ

2014年09月10日

第244号

【内容】

- 9/3前田道路本社・日本アスファルト合材協会要請
- 横浜市内でダンプ5台盗難車両保険加入で安心を
- 組合員であれば誰でも家財保障100万円分をプレゼント！ 9月末まで
- 燃料高騰を政府の責任で止める

発行 建交労神奈川ダンプ支部  
 住所 〒231-0025  
 横浜市中区松影町 2-7-17  
 リバーハイツ石川町 304  
 TEL 045-662-2340  
 FAX 045-641-5453  
 E-Mail ctg-kana@jasmine.ocn.ne.jp

携帯 090-3241-1450 (伊藤)  
 070-5457-2924 (高橋)



9月3日前田道路本社要請行動

## 火災共済加入キャンペーン

申し込み9月末まで  
電話・FAX・メールで申し込みを！



建交労神奈川ダンプ支部の組合員ならば、「全労連共済」を利用できることは、依然お知らせていただきました。今年、全労連では、「火災共済加入キャンペーン」として、家財保障100万円分の保険料をプレゼント。期間（10月1日から9月30日）まで無料で加入できます。申し込みは組合に電話・FAX・メールにて連絡頂ければ、申込書を送付いたします。併せて、家財の増口、住宅共済も申し込みできます。ご希望の方は、連絡ください。お待ちしております。

組合員なら誰でも1年間  
家財保障100万円分プレゼント

来年の確定申告に向けて、帳簿記載を確実に

早いものでもう9月に入り、一年の三分の二が過ぎました。そろそろ、消費税の対象となるかどうかが、消費意欲になるかなど、いろいろなところではないでしょうか。白色申告の事業者にも、帳簿の記入及び保存義務が課せられることを忘れていないでしょうか？ 多い組合員は、ダンプの仲間には、組合では、ダンプの仲間には、使用しやすいように作成して「帳集計表」を用意していただきます。是非、組合に問い合わせ、今からでも帳簿を作成しておきましょう。

政府の判断で軽油引取税の一部17円10銭を免税措置に出来る『トリガー条項』って？

燃料価格が高騰を続けており、ダンプの経費を月だけ、軽油引取税が課税されなかったことを覚えていませんか？その課税停止措置を「トリガー条項」と言います。ガソリン価格が平均3ヶ月連続で160円を超えた場合、ガソリン税25円10銭、軽油引取税の17円10銭分の課税が停止されます。政府は財政の不安定と市場の混乱、震災復興に支障が出るなどを理由に平成23年4月に適用停止しました。消費税を増税したのであれば、財源はあるはず、そろそろ解除すべきではないでしょうか？

当面の日程  
 10月5日(日)  
 県本部大会  
 川崎保育会館 10時  
 (京急八丁畷下車)

D社新品SP7\*\*タイヤ  
 (後輪用) 26743円 (税込)

全国ダンプ部会HP  
 「全国ダンプ部会」で検索 または下記アドレスを直接入力してください。  
<http://www.kenkourou-dump.jp/>

事故時の連絡先 あいおい損保 0120-024-024  
 関東自動車共済 045-474-2700 休日・(夜間)0120-89-8819